

## 米子市日吉津村中学校組合立箕蚊屋中学校における学校給食の 提供に関する約款

### (趣旨)

第1条 この約款は、米子市日吉津村中学校組合立箕蚊屋中学校（以下「中学校」という。）における学校給食（学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食をいう。以下同じ。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

### (学校給食の提供)

第2条 学校給食の提供は、米子市日吉津村中学校組合が実施するものとする。この場合において、学校給食事務（給食指導事務及び給食費徴収事務を除く。）は、米子市に委託して処理するものとする。

2 学校給食の提供に当たり必要とする食材等は、一般財団法人米子市学校給食会（以下「学校給食会」という。）が調達するものとする。

### (対象者)

第3条 学校給食の提供を受ける者は、中学校に在籍する生徒（以下「生徒」という。）とする。

### (学校給食費の負担)

第4条 生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下「保護者」という。）は、学校給食の提供を受けるに当たり、学校給食法第11条第2項の規定により、同項に規定する学校給食費を負担する。

2 保護者は、学校給食会からの請求に基づき、学校給食会に対して学校給食費を納付する。

3 前項の規定により納入された学校給食費は、第2条第2項の規定により学校給食会が学校給食の食材等を調達するために必要な経費に充てるものとする。

### (1食当たりの学校給食費の額の決定及び通知)

第5条 1食当たりの学校給食費の額は、米子市教育委員会において決定した額と同額とし、学校給食会の理事長は当該決定された学校給食費の額を保護者へ通知するものとする。

### (学校給食費の納付)

第6条 学校給食費の納付は、別表に定めるところによるものとし、口座振替の方法により行う。ただし、中学校の校長（以下「校長」という。）が口座振替の方法による納付を行うことができないと認める保護者がある場合は、当該保護者による学校給食費の納付方法は別に定める。

2 前項本文の規定にかかわらず、校長が別表に定めるところにより学校給食費を納付させることが適当でないと認める保護者があるときは、校長は、各月における納付額を別に定め、これを当該保護者に通知するものとする。

### (口座振替の手続)

第7条 保護者は、学校給食費の納付に係る口座振替の取扱いを依頼し、又は当該依頼に

関する事項を変更し、若しくは当該事項を取り消そうとするときは、所定の書類に必要事項を記載し、これを金融機関に提出する。

- 2 保護者は、前項に規定する手続を行ったときは、金融機関から受領した同項の書類の控えを校長に提出する。

(学校給食の提供の停止)

第8条 保護者は、欠席等により生徒に対する学校給食の提供の停止を希望するときは、当該学校給食の提供の停止を希望する日の4日前(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。次条において同じ。)までに、学校給食停止届出書(別記様式第1号)を校長を経由して学校給食会の理事長に提出するものとする。

- 2 前項に規定する場合において、緊急やむを得ない事由により当該保護者が学校給食停止届出書(別記様式第1号)を提出することが困難なときは、学校給食の提供の停止を希望する日の4日前までに、当該保護者の依頼により、校長が、学校給食停止届出書(別記様式第1号)を学校給食会の理事長に提出することができる。

(学校給食の提供の再開)

第9条 保護者は、前条第1項の規定により学校給食の提供を停止した生徒に対する学校給食の提供の再開を希望するときは、当該学校給食の提供の再開を希望する日の4日前までに、学校給食再開届出書(別記様式第1号)を校長を経由して学校給食会の理事長に提出するものとする。

- 2 校長は、前条第2項の規定により学校給食の提供を停止した生徒に対し学校給食の提供を再開する必要があると認めるときは、当該生徒の保護者に代わって、当該学校給食の提供を再開する日の4日前までに、学校給食再開届出書(別記様式第1号)を学校給食会の理事長に提出するものとする。

- 3 前2項の規定による再開の届出がされていない場合であっても、学校給食の提供を停止した生徒に対し学校給食の提供を再開したときは、当該生徒の保護者は、当該提供された学校給食に係る学校給食費を負担しなければならない。

(未納の場合の取扱い)

第10条 定められた期限までに学校給食費を納付しない保護者があるときは、学校給食会の理事長は、当該保護者に対し、催告状を発送する。

- 2 前項の催告状の発送を受けた保護者は、当該催告状で指定された金融機関又はその監護する生徒が在籍する中学校において学校給食費を納付する。

(法的措置)

第11条 学校給食会は、保護者が学校給食費を滞納したときは、必要に応じ、支払督促の申立てその他の法令に基づく措置をとるものとする。

附 則

この約款は、平成24年4月1日から施行する。

改 正 平成25年4月1日

別表（第6条関係）

	納付額	納付期限
4月	5, 000円	当該月の末日
5月	5, 000円	
6月	5, 000円	
7月	5, 000円	
8月	5, 000円	
9月	5, 000円	
10月	5, 000円	
11月	5, 000円	
12月	5, 000円	
1月又は2月	※1 調整月	
3月	※2 精算月	
<p>※1 1月又は2月は、校長が定めるところにより調整月として、第5条の規定により定めた1食当たりの学校給食費の額に当該年度の4月から3月までの間に提供する予定の学校給食の食数から第8条の規定により提供を停止した学校給食の食数を控除して得た食数を乗じた額から当該年度の4月から12月までにおいて納付すべき学校給食費の合計額を控除して得た額を納付額とする。</p> <p>※2 3月は、精算月として、第5条の規定により定めた1食当たりの学校給食費の額に当該年度の4月から3月までの間に提供した学校給食の食数から第8条の規定により提供を停止した学校給食の食数を控除して得た食数を乗じた額から当該年度の4月から2月までにおいて納付すべき学校給食費の合計額を控除して得た額を納付額とする。なお、3月末において還付すべき金額が生じた場合は、速やかに還付する。</p>		

備考 就学援助世帯については、別途、納付月、納付額及び納付期限を通知する。